

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 組織機構等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第35条第3項の規定に基づき、会長の権限に属する事務処理に必要な組織、事務分掌及び事務内容に関する基本的な事項を定め、事務の適正かつ能率的な運用を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 組織は、事務局及び当法人の運営する施設で構成する。

2 事務局に本部並びに酒田、八幡、松山及び平田の各地域福祉圏にそれぞれ支部を設置する。

3 本部が所管する事務を処理するため、次の課、係等を置く。

課	係
総務課	総務係
地域福祉課	地域福祉係 ボランティアセンター 生活自立支援センター
介護サービス課	包括介護支援係 居宅介護支援係 訪問介護係 通所介護係

4 各地域の事務を処理するため支部を置き、地域福祉課が分掌する。

支 部
酒 田 支 部
八 幡 支 部
松 山 支 部
平 田 支 部

5 事務局は、次の施設を所管する。

所管	運営施設名
事務局	老人福祉センター 酒田市地域包括支援センターにいだ 居宅介護支援事業所酒田市社会福祉協議会 酒田市在宅介護支援センターいずみ 酒田市社会福祉協議会相談支援事業所 訪問介護事業所酒田市社会福祉協議会 酒田市社会福祉協議会指定居宅介護事業所 酒田市デイサービスセンターいずみ 酒田市デイサービスセンター松山 特定相談支援事業所 障がい児相談支援事業所

(分掌事務)

第3条 組織機構が分掌する本部及び支部の主要分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部及び支部の事務分掌は、別表第1のとおりとする。
- (2) 各施設の事務分掌は、それぞれの管理運営規程等で定める。

(職位の設置)

第4条 協議会定款第35条第2項の規定により組織機構に次の職位を置くことができる。

- (1) 事務局に事務局長のほか、事務局次長を置くことができる。
- (2) 本部及び支部に課長、所長、事務長、課長補佐、主査、係長、調整主任、主任、主事、専門員、指導員、相談員、支援員、推進員、業務員、清掃員、その他の職を置くことができる。

2 前項の職位に兼ねて、運営施設に次の職位を置くことができる。

- (1) 管理者、事業所長、事業副所長、センター長、責任者、その他の職を置くことができる。

(職位の基本的職務内容等)

第5条 組織機構に設置されたそれぞれの職位の有する基本的職務内容及び運営施設に置くことのできる職位は、別表第2のとおりとする。

(相互協力)

第6条 職員は、本部と支部の連携に努め、常に密接な協力関係の下に職務を行わなければならない。

2 職員は、担当業務の遂行にあたり、必要がある場合は関係業務を担当する職員に協力援助を求めることができる。

3 他の職員から協力援助を求められた場合、その職員は、特別に支障がない限り、この求めに応じなければならない。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、別表1の支部（支部に限定）の規定は平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月26日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（分掌事務）

総務課

- 1) 法人の総括に関する事
- 2) 法人運営（理事会・評議員会・監査）に関する事
- 3) 法人の予算及び決算等の財務全般に関する事
- 4) 法人の会計管理・契約及び基金等の財産管理に関する事
- 5) 定款並びに諸規程の改廃及び登記に関する事
- 6) 法人印管理に関する事
- 7) 文書管理及び情報公開に関する事
- 8) 地域福祉センター、老人福祉センター等関係施設の管理運営に関する事
- 9) 支部運営予算及び地域間調整に関する事
- 10) 協議会会費に関する事
- 11) 職員の人事・給与・福利厚生・研修に関する事
- 12) 情報関連システムに関する事
- 13) 福祉バス、日赤バス、やまゆり号の管理運営に関する事
- 14) 日本赤十字事業に関する事
- 15) 顕彰事業に関する事
- 16) 戦没者追悼式、各種大会に関する事
- 17) 各種調査報告に関する事
- 18) 関係部会、委員会に関する事
- 19) その他総務に関する事

地域福祉課

- 1) 地域福祉活動計画に関する事
- 2) 支部の事務事業に関する事
- 3) 新・草の根事業に関する事
- 4) 学区・地区社協の活動支援に関する事
- 5) 共同募金事業に関する事
- 6) 民生委員・児童委員に関する事
- 7) 広報広聴事業及びホームページに関する事
- 8) ボランティア活動に関する事

- 9) 福祉サービス利用援助事業に関する事
- 10) 福祉関係資金貸付事業に関する事
- 11) 心配ごと相談事業等に関する事
- 12) 成年後見事業に関する事
- 13) 地域福祉団体の支援と地域福祉活動支援に関する事
- 14) 支部独自事業の実施に関する事
- 15) 酒田市公益活動支援センター業務受託事業に関する事
- 16) 手話奉仕員養成事業に関する事
- 17) 福祉の担い手育成事業に関する事
- 18) 地域の支えあい活動推進事業に関する事
- 19) 避難者生活相談支援事業に関する事
- 20) 生活困窮者自立支援事業に関する事
- 21) 関係部会、委員会に関する事
- 22) その他地域福祉業務に関する事

介護サービス課

- 1) 指定訪問介護事業に関する事
- 2) 指定居宅介護支援事業に関する事
- 3) 指定通所介護事業に関する事
- 4) 地域包括支援センターの設置経営に関する事
- 5) 在宅介護支援センターの設置経営に関する事
- 6) デイサービスセンターの設置経営に関する事
- 7) 介護保険事業及び各種支援事業に関する事
- 8) 特定相談支援事業の経営に関する事
- 9) 障がい児相談支援事業の経営に関する事
- 10) 福祉サービス委託事業に関する事
- 11) 関係部会、委員会に関する事
- 12) その他介護保険事業に関する事

支部

- 1) 本部と連携した学区、地区社協の活動支援に関する事

- 2) 支部管内の地域福祉団体の支援に関する事
- 3) 支部管内の地域福祉活動の支援に関する事
- 4) 文書の管理及び収受に関する事
- 5) 社協・日赤会費並びに共同募金等の収納に関する事
- 6) 支部管内の地域福祉関係会議に関する事
- 7) その他支部の事務事業に関する事

別表第2 (職位の基本的職務内容)

職位	職務内容
事務局長	会長及び常務理事の命を受けて事務局の業務処理を総括管理し会長及び常務理事を補佐する。
事務局次長	上司の命を受けて担当業務を処理し、上司を補佐すると共に、事務局長不在の時は、その職務を代理する。
課長、所長、事務長	上司の命を受けて担当業務を処理し、上司を補佐すると共に、所属職員を指導し、指揮監督、養成する。
課長補佐	上司の命を受けて担当業務を処理し、上司を補佐する。所属職員を指揮、監督する。
主査、係長、調整主任、	上司の命を受けて担当業務を処理し、上司を補佐すると共に、所属職員を指揮、監督する。
主任、	上司の命を受けて担当業務を処理し、上司を補佐する。所属職員を指導する。
主事、専門員、指導員、 相談員、支援員、推進員、 業務員、清掃員	上司の命を受けて担当業務を処理する。
その他の職 社会福祉士、社会福祉 主事、精神保健福祉士、 管理栄養士、栄養士、保 健師、看護師、准看護師、 理学療法士、作業療法 士、介護支援専門員、運 転手など有資格者の職	上司の命を受けて高度な専門的知識経験に基づき、担当業務を処理する。

(運営施設に兼ねて置くことのできる職位)

職位	職務内容
管理者	上司の命を受けて担当業務を処理し、上司を補佐すると共に、所属職員を指導し、指揮監督、養成する。
事業所長、事業副所長、 センター長、責任者	上司の命を受けて担当業務を処理し、上司を補佐する。所属職員を指導する。

